

令和8年度生活習慣病発症・重症化予防事業 高血圧症対策

1 事業の目的

特定健康診査や医療（診療報酬明細書）情報データから、生活習慣病発症・重症化予防リスクが高いと見込まれる被保険者に対し、医療機関への受診勧奨及び保健事業を実施することにより、将来的な疾病の重篤化を予防する。

2 高血圧症対策の目的

高血圧の重症化リスクが高く、未治療である被保険者に対し、医療機関への受診勧奨を実施することにより、脳卒中等の重篤な疾患への移行を防止する。

3 対象者

(1)対象者基準

「国保加入者」、「年度末年齢が74歳以下」、「要介護・支援認定がない」、「当年度の高血圧、人工透析、認知症のレセプト歴がない」の全ての条件を満たし、令和7年度特定健康診査又は人間ドックの結果において、Ⅲ度高血圧（収縮期血圧180mmHg以上又は拡張期血圧110mmHg以上）に該当し、高血圧に係る理由での受診がない者。なお、国保における他の保健事業と重複して事業対象者に該当する場合、対象者情報から個別に判断し優先される保健事業での介入を行う。

(2)選定方法

KDBシステム「保健事業介入支援管理 介入支援対象者一覧（栄養・重症化予防等）」を使用し、CSV形式でダウンロードしデータを加工。対象者基準に則り絞り込みを行った後、国保総合システム等から、受診状況、国保資格情報等を確認し、対象者を最終決定する。なお、当事業対象候補となった者のうち、国保保健事業での介入歴がある者については、訪問時の本人又は家族の反応等を踏まえ、対象者とするか検討する。

(3)対象者区分

盛岡市は人間ドック受診者に対する助成を通年実施しており、令和7年度の健診結果が揃うのは令和8年6月頃であるため、対象者を2期に分けて事業を進める。対象者区分については、表1のとおり。

<表1> 期別ごとの対象者

第1期	令和7年4月～10月末までに特定健康診査又は人間ドックを受診した高血圧症未治療者
第2期	令和7年11月～令和8年3月末までに特定健康診査又は人間ドックを受診した高血圧症未治療者

4 実施内容（受診勧奨の流れ）

(1) 初回受診勧奨通知の送付（第1期：令和8年3月下旬、第2期：6月中旬）

受診勧奨通知と医療機関連絡票兼受診報告書「受診のお勧め」（通知②）、返信用封筒の計3枚を対象者全員に送付する。

(2) 電話、訪問による受診勧奨（第1期：4月上旬、第2期：6月下旬）

初回通知送付後、配達が完了すると見込まれる翌々日以降からできるだけ速やかに架電し、未受診理由の聞き取り、重症化リスクの説明、受診勧奨を行う。資料提供の希望があった場合等、必要時、パンフレットを選定し、配布する。

架電時不在者、電話番号不明者（現在不通を含む）については、原則、訪問での受診勧奨を実施する。当事業での介入歴がある場合は、対応状況等を踏まえ個別に訪問勧奨の必要性を判断する。

電話番号不明者については、訪問時に日中通じる電話番号の聴取も行う。訪問時不在の場合は、対象者に連絡を依頼する不在者用文書を投函又は郵送する。

本人や家族と接触できた場合、電話・訪問時の反応に合わせ、必要時、特定健康診査開始時期に合わせた架電・訪問を行う等、追加での受診勧奨を行う。

(3) 再勧奨通知の送付（第1期：7月中旬、第2期：10月中旬）

受診勧奨通知を送付した翌々月末までのレセプトを確認し、医療機関の受診状況、初回受診時の反応、国保資格情報、令和8年度特定健康診査結果から再勧奨対象者を決定する。

再勧奨対象者には再勧奨通知と医療機関連絡票兼受診報告書、返信用封筒を送付する。

(4) 電話、訪問による再勧奨（第1期：7月下旬、第2期：10月下旬）

再勧奨通知送付後、配達が完了すると見込まれる翌々日以降からできるだけ速やかに架電し、受診状況の確認、未受診者への受診勧奨を行う。

架電時不在者、電話番号不明者、訪問が適当と思われる者については家庭訪問を実施する。訪問時不在の場合は、不在者用文書、必要に応じて「盛岡市への連絡票」と返信用封筒、パンフレットを「不在連絡票 在中」と印字した封筒に入れ、投函又は郵送する。